

○蕨市まちづくり事業助成金交付要綱

平成7年3月31日要綱第13号

**改正**

平成12年8月22日要綱第43号

平成19年3月30日要綱第40号

平成21年11月10日要綱第58号

令和3年8月17日要綱第33号

蕨市まちづくり事業助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、蕨市まちづくり条例（昭和63年蕨市条例第1号）第12条に規定するまちづくり事業に係る助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び経費)

**第2条** 助成の対象となる事業（以下「事業」という。）は、次に掲げるものとし、助成の対象となる経費は、事業の実施に要する費用（以下「対象経費」という。）とする。

(1) 中仙道蕨宿まちなみ協定区域内の建築物等の新築、増築、改築又は修繕事業

(助成金の額)

**第3条** 助成金の額は、対象経費に別表の左欄に掲げる助成の区分に応じ、同表の中欄に掲げる助成率を乗じて得た額（当該額が同表の右欄に掲げる限度額を超える場合は限度額）の合計額とする。ただし、当該合計額が150万円を超えるときは、150万円とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

**第4条** 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その事業を開始する4週間前までに、蕨市まちづくり事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 実施設計書

(3) 収支予算書

(4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

**第5条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その適否を速

やかに蕨市まちづくり事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付し、又は指示することができる。

（事業内容の変更等）

**第6条** 申請者は、申請書に記載した内容を変更し、又は中止しようとするときは、蕨市まちづくり事業変更・中止申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その適否を速やかに蕨市まちづくり事業変更・中止承認（不承認）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（実績報告）

**第7条** 助成金の交付決定を受けた者は、その事業がすべて完了したときは、蕨市まちづくり事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1） 事業に要した経費を証する書類
- （2） 事業に係る契約書等の写し
- （3） 支払領収書の写し
- （4） 工事施工の記録写真
- （5） その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

**第8条** 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び検査を行い、その事業が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付する助成金の額を確定し、蕨市まちづくり事業助成金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

**第9条** 助成金の確定を受けた者は、速やかに蕨市まちづくり事業助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

**第10条** 市長は、前条の規定による請求が適正であると認めたときは、助成金を交付するものとする。

(書類の保管等)

**第11条** 助成金の交付を受けた者は、当該助成に係る書類、帳簿等を交付決定の日の属する年度の翌年度より起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、当該助成に係る書類、帳簿等を提示するよう求めることができる。

(助成金の返還等)

**第12条** 市長は、助成金の交付の決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を蕨市まちづくり事業助成金返還命令書(様式第8号)により返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第5条の交付決定前に工事を実施したとき。
- (4) 助成事業の内容が中断したとき。
- (5) この要綱又は関連する法令に違反したとき。

(取り壊し等の制限)

**第13条** この要綱に係る助成を受けた者が、助成を受けた建築物等の取り壊し、増築、改築又は外観の変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(委任)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成12年8月22日要綱第43号)

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成19年3月30日要綱第40号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成21年11月10日要綱第58号)

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和3年8月17日要綱第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

助成区分	助成率	限度額
① 屋根の仕上げ（日本瓦）	2 / 3	50万円
②-1 ひさし（出90cm以上）		30万円
②-2 ひさし（出60cm以上）		20万円
③ 建築設備、サービススペースの隠ぺい工事 （屋外階段、高架水槽の被膜等）		25万円
④ 外構の修景（石敷き）		30万円
⑤ 外構の修景（門、塀）		50万円
⑥ 外壁の塗り替え		20万円
⑦ 屋外広告物		5万円

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第12条関係）